

第 1 4 号議案

足立区職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

(足立区職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 足立区職員の旅費に関する条例(昭和 5 0 年足立区条例第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の本拠地となる地に旅行することをいう。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(8) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 この条例において「何々地」という場合には、市町村の地域(特別区の存する区域にあつてはその全地域)をいい、外国にあつては、これに準ずる地域をいうものとする。ただし、「近接地」という場合には、人事委員会と協議して規則で定める地域をいうものとする。

第 2 条第 3 項を削る。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 職員又はその遺族が、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失

職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

（２） 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

（３） 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から３月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

（４） 職員が出張のための外国旅行中に退職等となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

（５） 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

第３条第５項中「から第３項まで」を「、第２項及び第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「から前項まで」を「、第２項及び前項」に改め、同項を同条第５項とし、同条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３ 職員が前項第１号又は第４号の規定に該当する場合において、地方公務員法第１６条第２号から第５号まで、若しくは第２９条第１項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

第４条第１項第２号中「前条第３項」を「前条第４項」に改める。

第６条第１項中「日当」を「旅行雑費」に、「支度料及び旅行雑費」を「渡航手数料及び死亡手当」に改め、同条第６項中「日当」を「旅行雑費」に改め、同条第７項中「定額」の次に「の範囲内の実費額」を加え、同条第１２項及び第１３項を次のように改める。

１２ 渡航手数料は、外国へのお出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

13 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額により支給する。

第9条第1項中「第2条第3項」を「第2条第2項」に、「日当」を「旅行雑費」に改める。

第11条中「日当又は宿泊料について（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）」を「旅行雑費」に、「定額による日当又は宿泊料」を「定額による旅行雑費」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条の2の見出し中「清算」を「精算」に改め、同条第1項中「清算」を「精算」に、「清算書」を「精算書」に改め、同条第2項及び第3項中「清算」を「精算」に改め、同条第4項中「清算書」を「精算書」に改める。

第14条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 公務上の緊急の必要その他やむを得ない事情により通信費を要した場合には、別表第1の旅行雑費定額

第16条中「日当」を「旅行雑費」に改める。

第21条の見出しを「（旅行雑費）」に改め、同条第1項中「日当」を「旅行雑費」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第22条第1項中「宿泊先の区分に応じた別表第1の定額」を「別表第1の定額の範囲内の実費額」に改める。

第23条第2項中「又は」を削り、「要しないが食費を要する場合」の次に「、又は宿泊料を要するがその宿泊料に食事代が含まれない場合」を加える。

第25条中「日当」を「旅行雑費」に改め、「赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた」を削る。

第 26 条第 1 項第 1 号ア及びウ中「日当、」を削る。

第 27 条を次のように改める。

（退職者等の旅費）

第 27 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

（1） 職員が出張中に退職等となつた場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となつた日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日（以下「退職等を知つた日」という。）にいた地までの旅費

イ 退職等を知つた日の翌日から 3 月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの旅費

（2） 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

第 27 条の次に次の 1 条を加える。

（遺族の旅費）

第 27 条の 2 第 3 条第 2 項第 2 号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

（1） 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から居住地までの往復に要する旅費

（2） 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第 2 条第 1 項第 8 号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第26条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第28条中「日当」を「旅行雑費」に改める。

第29条第1号中「次に規定する運賃の範囲内で任命権者が定める」を「最上級の直近下位の級の」に改め、同号ア及びイを削る。

第30条第1号イ中「6級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、5級以下の職務にある者については6級以上の職務にある者について定める運賃の直近」を「最上級の2階級」に改め、同号ウ中「6級以上の職務にある者については中級の運賃、5級以下の職務にある者については」を削る。

第32条の見出し中「日当」を「旅行雑費」に改め、同条第1項中「日当及び宿泊料」を「旅行雑費」に改め、同条第3項中「第21条第2項及び第3項、」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「日当、」を削り、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の範囲内の実費額による。

第33条を次のように改める。

第33条 削除

第34条の見出しを「（渡航手数料）」に改め、同条中「旅行雑費」を「渡航手数料」に改め、「空港旅客サービス施設使用料」の次に「、旅客保安サービス料」を加える。

第35条及び第36条を次のように改める。

（死亡手当）

第35条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場

合(死亡地が本邦である場合を除く。)には、別表第2の定額による。

- 2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、第27条の2第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額による。
- 3 遺族が前2項に規定する死亡手当の支給を受ける順位は、第27条の2第2項の規定を準用する。

(外国の同一地域内旅行の旅費)

第36条 外国の同一地域内における旅行の旅費については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が、当該旅行について支給される旅行雑費に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

第36条の次に次の1条を加える。

(退職者等の旅費)

第36条の2 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費

ア 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの退職等を知った日にいた地の存する地域の区分に応じた前職務相当の旅行雑費及び宿泊料。ただし、旅行雑費については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。

イ 出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

2 職員が第3条第2項第4号の規定に該当し、かつ、その退職等を知った日にいた地が本邦である場合において同号の規定により支給する旅費は、前項の規定にかかわらず、第27条第1号の規定に準じて計算した旅費とする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第2号に規定する期間を延長することができる。

別表第1（1）日当、宿泊料及び食卓料の部を次のように改める。

（1） 旅行雑費、宿泊料及び食卓料

区分	旅行雑費（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
支給額	100円	1万1,800円	2,600円

別表第2を次のように改める。

別表第2 外国旅行の旅費（第32条、第35条関係）

（1） 旅行雑費、宿泊料及び食卓料

区分	旅行雑費（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料 （1夜につき）
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
支給額	3,600円	3,100円	2,500円	2,250円	2万2,500円	1万8,800円	1万5,100円	1万3,500円	6,700円

備考

1 指定都市とは、規則で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で規則で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で規則で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日を除く。）の場合における旅行雑費の額は、丙地方につき定める定額とする。

（2） 死亡手当

区分	死亡手当
支給額	52万円

（足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第2条 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年足立区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「日当」を「旅行雑費」に、「支度料及び旅行雑費」を「渡航手数料及び死亡手当」に改める。

（足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年足立区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「日当」を「旅行雑費」に、「支度料及び旅行雑費」を「渡航手数料及び死亡手当」に改める。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「日当」を「旅行雑費」に改める。

（足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「日当」を「旅行雑費」に改める。

（選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第6条 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年足立区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「日当」を「旅行雑費」に改める。

（区議会等の行う調査のため出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例の一部改正）

第 7 条 区議会等の行う調査のため出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例（昭和 26 年足立区条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「日当」を「旅行雑費」に、「中 6 級の職務にある者相当額とする」を「の適用を受ける職員の例による」に改め、同条第 3 項ただし書を削る。

（足立区長等の給料等に関する条例の一部改正）

第 8 条 足立区長等の給料等に関する条例（昭和 31 年足立区条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表」を「、別表第 1」に改める。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料及び死亡手当とし、その額は、別表第 2 に定めるものを除き、足立区職員の旅費に関する条例（昭和 50 年足立区条例第 14 号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

別表を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

職 名	給料月額
区長	110 万 5,000 円
副区長	区長の給料月額に 0.802 を乗じて得た額
常勤の監査委員	区長の給料月額に 0.573 を乗じて得た額

備考

給料月額に 1,000 円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第 2（第 3 条関係）

（1） 鉄道賃、船賃及び外国旅行の航空賃

区 分		支給額
鉄道賃	内国旅行	次に規定する旅客運賃、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額 （1） 旅費条例第 17 条に規定する旅客運賃、急行料金、寝

		台料金及び座席指定料金 (2) 特別車両料金を徴する客車を利用した場合には、前号に規定する旅客運賃、急行料金、寝台料金及び座席指定料金のほか、特別車両料金
	外国旅行	次に規定する旅客運賃、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額 (1) 旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の旅客運賃 (2) 旅客運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の旅客運賃 (3) 旅客運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する旅客運賃 (4) 前3号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第29条第4号に規定する旅客運賃並びに同条第5号に規定する急行料金及び寝台料金
船賃	内国旅行	次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額 (1) 乗船に要する旅客運賃（その等級を2又は3の階級に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の旅客運賃（最上級の旅客運賃を更に2以上に区分する場合は、その内の最上級の旅客運賃）） (2) 前号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第18条第1項に規定する寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金
	外国旅行	次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額 (1) 乗船に要する旅客運賃（その等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の旅客運賃（最上級の旅客運賃を更に2以上に区分する場合は、その内の最上級の旅客運賃）） (2) 前号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第30条第3号に規定する旅客運賃及び同条第4号に規定する寝台料金
	副区長及び常勤の監査委員	次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額 (1) 旅客運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の旅客運賃とし、最上級の旅客運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合は、次に規定する運賃 ア 最上級の旅客運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の直近下位の級の旅客運賃 イ 最上級の旅客運賃を3に区分する船舶による旅行の場合は、中級の旅客運賃 ウ 最上級の旅客運賃を2に区分する船舶による旅行の場合は、下級の旅客運賃

		(2) 前号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第30条第3号に規定する旅客運賃及び同条第4号に規定する寝台料金
外国旅行の航空賃	区長	次に規定する旅客運賃の範囲内の実費額 (1) 航空機の利用に要する旅客運賃（その等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合は、最上級の旅客運賃） (2) 前号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第31条第1項第3号に規定する旅客運賃
	副区長及び常勤の監査委員	次に規定する旅客運賃の範囲内の実費額 (1) 旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の旅客運賃 (2) 旅客運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、上級の旅客運賃 (3) 旅客運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する旅客運賃 (4) 前3号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第31条第1項第3号に規定する旅客運賃

(2) 内国旅行の宿泊料及び食卓料

区 分	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
区長	1万4,900円	3,300円
副区長及び常勤の監査委員	1万3,300円	3,000円

(3) 外国旅行の旅行雑費、宿泊料及び食卓料

区 分	旅行雑費（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料（1夜につき）
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
区長	4,700円	3,950円	3,150円	2,850円	2万9,000円	2万4,200円	1万9,400円	1万7,400円	8,000円
副区長及び常勤の監査委員	4,150円	3,500円	2,800円	2,550円	2万5,700円	2万1,500円	1万7,200円	1万5,500円	7,700円

(4) 死亡手当

区 分	死亡手当
区長	80万円
副区長及び常勤の監査委員	64万円

（足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部改正）

第 9 条 足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「日当」を「旅行雑費」に、「支度料及び旅行雑費」を「渡航手数料及び死亡手当」に、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）中指定職の職務にある者」を「副区長」に改める。

（足立区建築審査会条例の一部改正）

第 1 0 条 足立区建築審査会条例（昭和 5 8 年足立区条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「日当」を「旅行雑費」に、「中 6 級の職務にある者相当額とする」を「の適用を受ける職員の例による」に改め、同条第 3 項ただし書を削る。

付 則

この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

日当の廃止等旅費に係る規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。